

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	中東地域外交			番号	⑤				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織/勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力にかかる中東地域外交に必要な経費		60,316		62,756	
	一般	外務本省	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費		129,927		137,544	
	一般	在外公館	地域別外交費	中東地域外交に必要な経費		4,465		4,417	
	小 計				一般会計	194,708		204,717	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	194,708		204,717	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

## 施策 I - 5 中東地域外交



# 令和2年度政策評価書

(外務省1-I-5)

施策名(※)	中東地域外交					
施策目標	<p>暴力的過激主義の脅威や難民問題等、多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和、安定及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し、かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。</p> <p>1 シリア及びイラクの安定、難民問題、中東和平問題、アフガニスタンの復興を始めとした地域の諸課題への対応及び暴力的過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献する。</p> <p>2 中長期的な観点から、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国(特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国)を始めとする中東・北アフリカ諸国との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	125	125	127	129
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	125	125	127	
執行額(百万円)		96	96	82		

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) ・主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ		
		*1-1	中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	a
		*1-2	イラク・アフガニスタンの復興の進展	b
		*1-3	イランの核合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	b
		*1-4	中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援	b
		1-5	中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	b
		1-6	対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	b
		個別分野2 中東諸国との関係の強化		
		*2-1	中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化	b
		*2-2	自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	b
		2-3	中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	b
		2-4	中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)	b
		2-5	中東諸国との関係強化に係る要人往来数	b
		2-6	経済条約の締結数	b

(注1)評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成

29・30・令和元年度目標の達成状況を列挙した。「\*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中東和平の肝であるパレスチナ問題に関して、政治的働きかけ、パレスチナ経済支援、信頼醸成措置の三点につき、特に米の姿勢が向かい風となる中でなされる日本外交の努力を多としようが、繰り返しの文言も多く、自己評価Aとするほどのものか、いまひとつ自信が持てない。</li> <li>・40年ぶりのイランへの総理訪問など関係諸国を取り持つ働きかけについては、短期的には成果が出たというには程遠いが、核不拡散の重要性とも絡み、正しい方面で汗をかいたように思う。</li> <li>・中東和平実現に向けた働きかけでは、米トランプ政権の下での米・イスラエル関係の緊密化の中で、バランスのとれた対イスラエル及びパレスチナ政策を展開し、信頼醸成の土台を築こうと努力していることは高く評価される。</li> <li>・イラク・アフガニスタンの復興支援では、イラクの政情不安定やイラク国内でのソレイマニ・イラン革命ガード司令官殺害など不透明な情勢下でも、着実に円借款事業等の協力案件を進展させたことは高く評価できる。またアフガニスタンでは、限られた内外の人的リソースを柔軟に活用しながら、国際機関等を通じた各種事業を効率的に支援した。</li> <li>・ISIL、シリア難民等の世界史的な事象のなか、日本外交がどのようなものであったかをこと細かに記録しているという意味において、今回の評価書の記載は重要と思われる。</li> </ul>
------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>中東アフリカ局</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	----------------	----------------------	---------------

## 個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

### 施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け、米国を始め関係者への政治的な働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
- 2 イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 4 暴力的過激主義の脅威や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 5 シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
  3. 「河野四箇条」～河野外交における対中東政策の基本姿勢～
    - (1) 知的・人的貢献
    - (2) 「人」への投資
    - (3) 息の長い取組
    - (4) 政治的取組の強化
  4. 新たな河野イニシアティブ
    - (1) 「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ
    - (2) シナイ半島駐留多国籍軍監視団（MF0）
    - (3) 教育・人材育成分野の協力拡大
    - (4) 政治的取組の強化
    - (5) 難民、人道・安定化に関する新たな支援
- ・ 第198回国会外交演説（平成31年1月28日）
- ・ 第197回国会衆議院外務委員会における河野外務大臣挨拶（平成30年11月9日）

## 測定指標1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 \*

### 中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を実施する。

### 平成29年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ  
イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。
- 2 パレスチナの経済的自立のための支援  
将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想四者会合や、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催などを通じて対パレスチナ支援を行う。
- 3 当事者間の信頼醸成のための支援  
信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ  
12月のトランプ米大統領によるエルサレムに関する発表後、主要国の外務大臣として初めてイスラエル・パレスチナを訪問した河野外務大臣は、イスラエル・パレスチナの両当事者が和平実現に向けて建設的に取り組むことが必要であるとの日本の立場を伝達した。両当事者からは、中東和平における日本の更なる役割に期待が示された。  
このほか、来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え、入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか、河野

政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境を醸成すべく、働きかけを実施した。

## 2 パレスチナの経済的自立のための支援

日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、平成30年3月現在、10社(昨年比4社増)が操業し、約200人の雇用を生み出している。

7月には、「平和と繁栄の回廊」構想4者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本)高級実務者会合を開催予定であったが、イスラエル・ヨルダン関係の悪化により、4者での開催が直前になってキャンセルされたことから、これら各国と個別に同構想の進捗状況と今後の計画について協議した。

CEAPADについては、平成29年度中には関係国との日程調整がつかなかったため平成30年度前半での高級実務者会合及び閣僚級会合の開催に向けて調整を進めた。

また平成30年2月には補正予算による新規対パレスチナ支援約4,000万ドルを表明し、平成5(1993)年以降の支援総額は、18億6千万ドルに上る。

## 3 当事者間の信頼醸成のための支援

11月には、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に日本に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは、パレスチナ人とイスラエル人が、忌憚のない議論をする機会を得たとして、日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

## 4 国際社会との連携

エルサレムを巡って対立が深まる中、国連総会でエルサレムに関する決議案が提出され、日本も含めた賛成多数により可決された。また、ノルウェー及びEUが開催を呼び掛けたAHLC(パレスチナ支援調整委員会)臨時閣僚級会合(平成30年1月)に堀井学外務大臣政務官が出席し、二国家解決を支持する立場と我が国の対パレスチナ支援について説明し、パレスチナ側から高く評価された。

## 平成30年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

### 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。

### 2 パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)第三回閣僚会合の開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。

### 3 当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

5月、安倍総理大臣はイスラエル及びパレスチナを訪問し、ネタニヤフ首相、アッバース大統領と首脳会談を行い、当事者間の対話を継続することの重要性を働きかけた。両首脳からは、中東和平における日本の更なる役割に期待が示された。

このほか、来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え、入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか、河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境醸成のための働きかけを実施した。

### 2 パレスチナの経済的自立のための支援

日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、平成31年3月現在、15社(昨年比5社増)が操業し、約200人の新規雇用を生み出している。

4月には、在イスラエル米国大使館のエルサレム移転を直前に控え現地情勢が厳しい中、「平和と繁栄の回廊」構想4者(イスラエル、パレスチナ、ヨルダン及び日本)閣僚級会合を開催。JAIP

からアレンビー橋（ヨルダンとパレスチナを結ぶ重要な通行橋）までの専用道路建設につき原則合意に至った。

CEAPAD については、5月に高級実務者会合（インドネシア）、6月に第3回閣僚級会合（タイ）を実施、これまでの支援をレビューすると共に、今後の支援分野を確認・表明。また国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の重要性を再確認し、支援していく旨一致した。

また平成31年2月には補正予算による新規対パレスチナ支援約3,000万ドルを表明し、平成5（1993）年以降の支援総額は、19億ドルに上る。

### 3 当事者間の信頼醸成のための支援

平成31年2月、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。参加者からは、パレスチナ人とイスラエル人が、忌憚のない議論をする機会を得たとして、日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。

## 令和元年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

### 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人や政府ハイレベルから対話の再開等に向けた働きかけを行う。

### 2 パレスチナの経済的自立のための支援

将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）高級実務者会合のパレスチナでの開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。

### 3 当事者間の信頼醸成のための支援

信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

10月、安倍総理大臣は、即位の礼出席のために訪日したアッバース・パレスチナ大統領と会談を行ったほか、茂木外務大臣も同大統領と夕食会を行い、中東和平問題につき幅広く意見交換を行うとともに、イスラエルとの対話の再開等に向けた働きかけを行った。

また12月には鈴木外務副大臣がイスラエル、パレスチナを訪問し、アッバース大統領、シュタイエ首相等イスラエル・パレスチナの要人と会談し、双方に中東和平に関し建設的な対応をとるよう働きかけたほか、我が国のパレスチナ支援に対する協力を求めた。令和2年2月には米国による中東和平ビジョン（政治部分）の公表直後に河野政府代表がイスラエル、パレスチナを訪問し、イスラエル・パレスチナ双方と率直な意見交換を行い、特に当事者間の対話再開の重要性を強調した。

このほか、来日したイスラエル・パレスチナ要人と我が国政府高官との会談や談話の発出等を通じて交渉に向けた環境を醸成すべく、働きかけを実施した。

### 2 パレスチナの経済的自立のための支援

7月、CEAPAD 高級実務者会合をパレスチナで開催し、議長サマリーの形で成果文書を発出した。サイドイベントとして「Trade Day」を開催し、インドネシアから5社6名の民間企業が参加し、パレスチナ企業との商談会に加え、インドネシアとパレスチナの商工会議所間の協力に関する了解覚書（MOU）の署名式が行われた。

7月、マアヤー・パレスチナ観光・遺跡庁長官の出席を得てパレスチナ観光促進セミナーを東京で開催した。JTB、阪急交通社、クラブツーリズム等、約20社30名が参加し、その後のセミナー参加企業によるパレスチナのツアー、旅行の新規企画・販売等の成果につながった。

### 3 当事者間の信頼醸成のための支援

令和2年2月、イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築を図った。参加者及び在京イスラエル大使館、在京パレスチナ代表部からは、パレスチナ人とイスラエル人が、忌憚のない議論をする機会を得たとして、日本政府に対する多大なる謝意の表明があった。



## 測定指標 1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 \*

### 中期目標（一年度）

#### 1 イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

#### 2 アフガニスタン

東京会合（平成 24 年）、ロンドン会合（平成 26 年）に続くプロセスとして平成 28 年 10 月に開催されたブリュッセル会合において表明された平成 29 年から 4 年間にわたる日本の対アフガニスタン支援方針に沿って、支援を適切かつ効果的に実施する。

### 平成 29 年度目標

#### 1 イラク

(1) テロとの戦いで失われたインフラや住民生活の回復なしにイラクの復興は成し遂げられない。復興における主要課題は、破壊された、ないしは老朽化したインフラ整備であり、円借款によるインフラ整備等を通じ、イラクの国づくりを支援する。

(2) ISIL との戦いにより発生した 300 万人以上の国内避難民の生活の安定化等、難民・国内避難民への人道支援や、帰還のための支援を実施する。

#### 2 アフガニスタン

(1) 平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、日本として、治安維持、農業振興やインフラ整備を始めとした経済社会開発、人づくりの分野を念頭に置きつつ、より効果的な支援を実施していけるよう努める。

(2) また、「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、各ドナー国等と共に調整に努める。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 イラク

(1) 6 月のモースル解放後、イラクでは ISIL 支配地域の解放が相次ぎ、12 月にイラク政府は全土の ISIL からの解放を宣言した。イラクは、平成 15（2003）年以來取り組んできた復興を達成する重要な時期を迎えている。日本は、復興の進展に不可欠な多数の国内避難民の帰還と定着を後押しするため、9 月に緊急無償資金協力（450 万ドル）、平成 30 年 2 月には補正予算（約 1 億ドル）を通じた人道・安定化支援を実施した。また、インフラ復興を通じてイラクの国作りを支援するため、8 月の藪浦総理大臣補佐官のイラク訪問の際に「ハルサ火力発電所改修計画（フェーズ 2）」の円借款供与（供与限度額 215.56 億円）に係る交換公文、9 月には「財政改革開発政策借款（Fiscal Reform Development Policy Loan:DPL）」の円借款供与（供与限度額：300 億円）に係る交換公文の署名を行った。加えて、平成 30 年 2 月にクウェートで開催されたイラク復興支援会合では、佐藤外務副大臣からイラク国民が一体となった国作りへの期待を表明するとともに、日本の対イラク支援策を説明した。

(2) イラクでは宗派・民族を超えた国民融和の実現が長年の課題となっている。ISIL 支配地域の解放作戦ではシーア、スンニ、クルド等のイラクを構成する宗派・民族が結束した一方で、9 月にクルディスタン地域の独立の是非を問う住民投票が実施されたことを受け、イラク連邦政府とクルディスタン地域政府の間で緊張が高まった。日本は、11 月の佐藤外務副大臣のイラク訪問、12 月の河野外務大臣とアバーディー首相の会談、平成 30 年 1 月の藪浦総理大臣補佐官とアバーディー首相の会談、同 2 月の佐藤外務副大臣とアバーディー首相の会談といった要人訪問の機会を通じ、平成 30 年 5 月に予定される国民議会選挙等の機会を捉えて国民融和を実現し、復興を前進させるよう呼びかけた。また、平成 30 年 2 月に JICA 事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等 5 名に対し、日本の戦後復興の経験を紹介するとともに、堀井巖外務大臣政務官から国民融和の実現を働きかけた。

#### 2 アフガニスタン

(1) 5 月末、アフガニスタンの首都カブールで大規模テロ事案が発生し、150 名以上の死者及び 320 名以上の負傷者が発生。この爆発テロにより、カブールの日本大使館も物理的被害を受けた。現地では、同事案以降も不安定な治安状況が継続しており、日本による支援は、現地の治安情勢を踏まえ、大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮し、可能な限りの支援を行うこととなった。このような状況下においても可能となる国際機関を通じたアフガニスタンの治安維持のための警察官への

支援、人づくりのためのアフガニスタン人の日本への招へい事業（未来への架け橋中核人材育成プロジェクト）等を積極的に行った。さらに、我が方政務がアフガニスタン政府と接触する機会（例：駐日アフガニスタン大使と中根外務副大臣、佐藤外務副大臣との面談）等を最大限活用し、現地の治安改善に向けた働きかけを積極的に行った。

(2) 「相互責任を通じた自立のための枠組み (SMAF)」のフォローアップのためのドナーとの協調については、効果的な支援のため、我が国は、ドナー会議に積極的に参加し、各国との協調に努めた。具体的には、6月及び平成30年2月に開催されたアフガニスタン和平のためのカブールプロセスへの出席、地域協力の協議体である9月、12月のイスタンブール・プロセス会合、11月の第7回アフガニスタン地域経済協力会議 (RECCA-VII) へも参加し、ドナーとの対話を通じた情報収集とともに、日本の支援をアピールする機会ともなった。

#### 平成30年度目標

##### 1 イラク

(1) 国内避難民に対する人道・安定化支援、円借款を通じたインフラ復興を通じて、イラクの国作りを支援する。

(2) 我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラクの一体性や国民融和の重要性を訴えていく。

##### 2 アフガニスタン

(1) 現地の治安情勢に留意し、大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、平成28年10月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援を実施していけるよう努める。この一環として、平成30年に予定されている下院・郡議会評議会選挙が適正に行われるよう、アフガニスタン政府に働きかけを行う。

(2) また、「相互責任を通じた自立のための枠組み (SMAF)」に基づき、アフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが実施されるよう、関連ドナーと共に調整に努める。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 イラク

(1) 対イラク向け新規円借款については、4月に安倍総理大臣及びアバーディー首相臨席の下、「バスラ上水道整備計画 (第二期)」 (供与限度額194.15億円) 及び「灌漑セクターローン (フェーズ2)」 (供与限度額154.65億円) に係る交換公文への署名が行われた。また、9月にはクルディスタン地域でのインフラ強化のための「クルド地域上水道整備計画 (第二期)」の円借款 (供与限度額24.63億円) に係る交換公文への署名が行われた。平成31年2月には補正予算により、主に国内避難民や帰還民支援、ISILからの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた対イラク支援 (約6,300万ドル) を決定した。

(2) 5月の国民議会選挙前の4月に訪日したアバーディー首相に対して、安倍総理大臣から、宗派・民族を越えた国民融和の進展への期待を伝えつつ、日本はイラク国民の一致団結した復興への取組を今後も後押しする考えを伝えた。同首相に同行したジャアファリー外相に対しても、河野外務大臣から、国民和解によるイラク国民の団結が復興成功の鍵である旨伝えた。10月のイラク新政権発足後も、12月に藪浦総理大臣補佐官がバグダッドを訪問し、サーレハ大統領、アブドルマハディー首相、ハキーム外相、アバーディー前首相と会談した際、イラク政府と国民が一致団結して治安の安定と経済的な発展を進めていくことへの期待を伝えた。また、平成31年2月にJICA事業「知見共有セミナー」を通じて訪日したイラク国会議員等6名に対し、日本の戦後復興の経験を紹介するとともに、山田外務大臣政務官からも政府及び国民が一致団結して復興を推し進めていくことを働きかけた。

##### 2 アフガニスタン

(1) アフガニスタンの治安情勢は引き続き予断できない状況であり、平成30年度も大使館員や在留邦人の安全の確保に最大限配慮した上で、平成28年10月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に従い、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。具体的には、国際機関を通じた治安、農業、保健等の支援、干魃に対応する緊急無償資金協力等を実施した。また、10月の下院選挙では、機材の配備遅れや選挙管理委員会の機能不全等の課題が明らかになったことを受け、令和元年7月に予定されている大統領選挙にこれらの教訓をいかすよう、ドナーと協力してアフガニスタン政府に働きかけを行った。

(2) 11月には、ブリュッセル会合のフォローアップ会合としてジュネーブ閣僚級会合が開催され、日本政府を代表して佐藤外務副大臣が参加し、汚職対策等の更なる改革努力をアフガニスタン政府に要請するなどしたステートメントを発表した。同会合では、日本政府として、「相互責任を通じた

自立のための枠組み（SMAF）」の重要性に言及しつつ、ドナーやアフガニスタン政府、国連との間で種々の調整を主導し、SMAF の改訂版である「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」採択という結果を得ることができた。

#### 令和元年度目標

##### 1 イラク

- (1) 暴力的過激主義の再興抑止のための豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラクの自助努力を支援していく。
- (2) 我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことを働きかけていく。

##### 2 アフガニスタン

- (1) 現地の治安情勢に留意し、大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施に努める。この一環として、令和元年に予定されている大統領選挙が着実に実施されるよう、アフガニスタン政府に働きかけを行う。
- (2) また、「ジュネーブ相互責任枠組み（GMAF）」に基づき、アフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが実施されるよう、関連ドナーと共に調整に努める。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 イラク

- (1) イラクでは令和元年 10 月以降大規模デモが継続的に発生し、11 月 29 日アブドゥルマハディ首相が辞任を表明し、12 月 1 日に国民議会が辞任を承認したが、令和 2 年 3 月末時点でも後任の首相が決まらないなど政治的に不安定な状態が続いている。そのような中、我が国は着実に対イラク支援を継続しており、対イラク向け新規円借款については、6 月に「バスラ製油所改良計画（第二期）」（供与限度額 1,100 億円）に関する交換公文の署名及び書簡の交換が行われた。10 月には、草の根・人間の安全保障無償資金協力学スキームの下で、ISIL によって破壊されたシンジャール地区唯一の病院の医療環境を改善するための「ニナワ県シンジャール総合病院機器整備計画」（供与額：990 万円）の G/C 署名式が行われた。令和 2 年 1 月には補正予算により、主に国内避難民や帰還民支援、ISIL からの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた対イラク支援（約 4,000 万ドル）を決定した。
- (2) イラク・クルディスタン地域議会によって選出されたネチルヴァン・バルザーニー・クルディスタン地域大統領が 6 月に就任宣誓を行った際、河野外務大臣から、全てのイラク国民が平和と繁栄の果実を享受できることがイラク全体の発展に不可欠であるとのメッセージを伝達した。また、9 月に安倍総理大臣からナディア・ムラド女史（イラク人の平成 30（2018）年ノーベル平和賞受賞者）に対し、イラクの安定実現のため、ISIL からの解放地の復興を積極的に支援していくこと、また、紛争下の性的暴力の防止と被害女性の支援にも引き続き取り組んでいくことを表明した。

##### 2 アフガニスタン

- (1) アフガニスタンの治安状況は引き続き予断できない状況にある中、平成 28 年 10 月の「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に従い、国際機関を通じた治安、農業、保健、教育、防災分野等、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。この一環として、5 月に 7 年ぶりに実現した日・アフガニスタン外相会談等の機会を捉えて大統領選挙の着実な実施を働きかけた。
- (2) 「相互責任を通じた自立のための枠組み（SMAF）」のフォローアップのためのドナーとの協調については、効果的な支援のため、我が国は、アフガン和平後を見据えた支援策の検討会議を含め、各種ドナー会議に積極的に参加した。また、9 月及び 12 月に地域協力の協議体であるイスタンブール・プロセス会合に参加したことは、ドナーとの対話を通じた国際協調とともに日本の支援をアピールする格好の機会ともなった。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

#### 測定指標 1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し \*

##### 中期目標（一年度）

イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地

域・国際社会との信頼構築を支援する。

#### 平成 29 年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。
- 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
- 3 円借款や無償資金協力など ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 9月の高村総理特使のイラン訪問、同月のニューヨークにおける日イラン首脳会談及び日イラン外相会談といった要人との会談を通じ、イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また、平成 27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、核合意の継続的遵守のための支援を目的とし、9月、日本国内にてイラン原子力庁職員に対して保障措置トレーニングコースを実施した。さらに平成 30 年 2 月には、同じく日本国内にて日イラン二国間の枠組みにおける JICA を通じた原子力安全等分野での研修を実施した。今後も、IAEA の平和的利用イニシアティブ (PUI: Peaceful Uses Initiative) も活用し、イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し、核合意履行に協力していく予定である。
- 2 平成 27 年 10 月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、平成 30 年 2 月、日本において第二回目となる「日・イラン協力協議会」運営委員会／第 12 回局長協議を実施し、二国間関係の一層の強化に向け、広範な分野にわたる包括的な協議を行ったほか、「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した（第 3 回経済協力作業部会（10 月）、第 2 回文化・スポーツ作業部会（10 月）、第 3 回医療保健作業部会（平成 30 年 2 月）、第 3 回環境作業部会（第 4 回環境政策対話）（30 年 2 月）、第 9 回貿易・投資作業部会（10 月））。その他、第 25 回外務次官級協議（平成 30 年 3 月）、第 12 回人権対話（7 月）、第 10 回領事当局間協議（平成 30 年 1 月）といった協議を実施し、地域情勢や今後の日イラン二国間の協力案件のとり進め方について議論を深めた。
- 3 4月、平成 28 年 2 月に署名された日イラン投資協定が発効し、日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。また、実現すれば約 20 年ぶりの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向け、日本側で案件の具体化に向けた文言等の調整が進められている。さらに、イラン・テヘラン市に対する大気汚染分析機材を供与する 12 億 4,200 万円を供与限度額とする無償資金協力、及び循環器系疾患とがんの早期発見・治療に必要な機材を供与する 15 億 3,400 万円を供与限度額とする無償資金協力に関する書簡（いずれも平成 30 年 2 月）をそれぞれ交換した。
- 4 9月の高村総理特使のイラン訪問、同月の日イラン首脳会談及び日イラン外相会談等を通じ、イラン側に対して累次、中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め、中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また、中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から、平成 29 年度補正予算（中東・北アフリカ・欧州）において、イラン向けの案件として環境、人材育成等の分野での支援を進めるため UNDP、UNHCR、UNODC、UN-HABITAT 向けに総額 350 万ドルの支援を決定した。

#### 平成 30 年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて核合意の着実な履行に協力する。
- 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
- 3 ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 5月にトランプ米大統領がイラン核合意からの離脱を表明し、11月には全ての対イラン制裁の再適用を開始した。一方で、イランは核合意を継続して履行している。我が国は、8月のシンガポール及び10月のローマにおける日イラン外相会談や、9月のニューヨークにおける日イラン首脳会談

を通じ、イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。IAEAの平和的利用イニシアティブ（PUI: Peaceful Uses Initiative）も活用し、イランの原子力安全に係るプロジェクトへの支援を実施し、核合意履行に協力してきた。

- 2 米国による対イラン制裁再適用への対応に迫られたため、日本、イランの双方にとって協力協議会開催の適切な時期を見出すことができず、平成30年度の開催は断念せざるを得なかった。
- 3 米国による対イラン制裁が再適用されたことにより、イランと取引のある日本企業に萎縮効果をもたらしており、日本としてはその悪影響が最小化されるよう、イラン政府、関係省庁、関連企業とも連携して状況を注視している。
- 4 8月及び10月の上記日イラン外相会談、9月の日イラン首脳会談といった機会を通じ、中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め、中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を果たすようイラン側に繰り返し働きかけ、日本の立場を伝えた。
- 5 令和元年が日イラン外交関係樹立90周年であることから、ロゴを公募して決めた。

#### 令和元年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけやIAEAの平和的利用イニシアティブ、原子力安全分野等における協力等を通じて核合意の着実な履行に協力する。
- 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、我が国の外交的立場をいかして、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。
- 4 米国による対イラン制裁の影響を注視しつつ、可能な限り日本企業の対イラン進出を支援する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 イランの核問題を巡り、イラン核合意から離脱した米国は、5月に事実上のイラン産原油禁輸を開始した。同月、イランのローハニ大統領は、核合意で得られるはずの石油・金融分野での利益が得られていないとして、核合意への残留を明言しつつも、状況が改善しない場合は核合意上の義務の履行を一部停止することを明らかにし、7月以降、5段階にわたり、核合意上の義務を段階的に停止する措置を採った。イランの措置を受け、日本政府は、イランに対し、核合意を遵守し、核合意上のコミットメントに即座に戻るとともに、核合意を損なう更なる措置を控えるよう、累次にわたり求めている。
- 2 令和元（2019）年は、日イラン外交関係樹立90周年であり、両国間で活発な要人往来が行われた。下記のほか、事務レベルでも、人権、領事、軍縮・不拡散、国際法等の多岐にわたる分野に関する協議が実施された。また、5月には、東京で、日イラン協力協議会の文化・スポーツ作業部会と経済協力作業部会が、9月には、テヘランで協力協議会が開催された。
- 3 令和元年は、地域の緊張が高まる事案も複数発生した。6月には、日本関係船舶を含む2隻の船舶が攻撃を受ける事案が発生したほか、イランにより米国の無人機が撃墜される事案も発生した。9月には、サウジアラビアの石油施設への攻撃事案が発生し、米国はイランによる攻撃であるとして非難した。こうした中、日本は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場をいかし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けて、粘り強い外交努力を継続してきた。安倍総理大臣は、6月12日、13日には、首脳レベルで緊張緩和を働きかけるべく、日本の総理大臣として41年ぶりにイランを訪問し、ハメネイ最高指導者及びローハニ大統領と会談を行った。ローハニ大統領は、米国とも戦争を望んでいない、核兵器を追求しないと述べたほか、ハメネイ最高指導者も、イランは核兵器の製造・保有・使用を禁じており、核兵器には反対と述べるなど、緊張緩和に向けて前向きな発言があった。国連総会に際して行われた9月24日の日イラン首脳会談では、安倍総理大臣から、中東情勢の深刻化に強い懸念を示し、イランに地域の平和と安定に向けて建設的な役割を果たすよう働きかけたほか、核合意上の義務を完全に履行するとともに、船舶の安全な航行確保に向けて沿岸国としての責任を全うするよう要請した。10月22日には安倍総理大臣が即位の礼への出席のために訪日したジョネイディ法律担当副大統領の表敬を受け、11月20日には日イラン外相電話会談で茂木外務大臣から核合意を損なう措置を控えるよう強く要請し、12月3日には安倍総理大臣及び茂木外務大臣がローハニ大統領の特使として訪日したアラグチ・イラン政務担当外務次官の表敬を受けるなど、国連総会以降もイランとの間で地域情勢をめぐる、様々なレベルで率直かつ緊密な意思疎通を行った。12月19日～20日には、6月の安倍総理大臣によるイラン訪問の答礼として、ローハニ大統領がイラン大統領として19年ぶりに訪日し、安倍総理大臣との間で1年の間で3度目となる日イラン首脳会談が行われた。この中で、安倍総理大臣から中東情勢の深刻化への強い懸念を示すとともに、イランには地域の平和と安定に向けて建設的な役割を

果たしてほしい旨述べた。また、核合意の履行停止措置について懸念を伝えるとともに、船舶の安全な航行確保に向けて沿岸国としての責任を全うするよう要請した。

- 4 経済分野では、米国の対イラン制裁の影響に注意深く分析しつつ、日本企業・邦銀の活動に悪影響が及ぼされないよう、関係国及び国内関係企業・金融機関との緊密な意思疎通に努めた。

平成 29・30・令和元年度目標の達成状況：b

#### 測定指標 1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 \*

##### 中期目標（一年度）

中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

##### 平成 29 年度目標

- 我が国としては、引き続き、その強みである人道支援を中心に、安保理やG7、国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において、国際社会と緊密に連携しながら、シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には、特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ、かつ、シリア周辺国の負担を緩和しつつ、シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう、平成 28 年補正予算で拠出した国連機関等を通じたシリア及び周辺国に対する約 2.4 億ドルの支援（食糧支援、水・衛生状況の改善、国境管理能力の強化、法制度整備、生活環境改善、職業訓練等）を始めとする支援を着実に実施する。
- 北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対策強化に資する支援や人材育成、各国の社会経済改革への支援等、暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。リビアについては、EU やイタリアが取り組んでいる国境管理能力の強化を後押しする形で、我が国は人道支援を実施することにより、統一政府の自助努力を支援する。
- シリアやイラクにおける暴力的過激主義の台頭や、リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し、経済関係の維持を図る。

##### 施策の進捗状況・実績

###### 1 シリア情勢の改善及び安定に向けた取組

日本は、一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であるとの立場を堅持している。同時に、継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることを重視し、以下の取組を実施した。

我が国は国連安保理非常任理事国の立場から、安保理での議論において平成 29 年にはシリア人道問題の共同ペンホルダー（決議案の起案・調整を行う国）となって、クロスボーダー支援（国境を越えて実施する支援）の延長に関する安保理決議（第 2393 号）の採択につなげるなど、人道状況の改善に向け政治的にも積極的に貢献した。また、シリア政府を含めた関係当事者に対し、国際協力等による人道支援実施の確保や停戦の実施について継続的に働きかけた。

シリアに対する人道支援としては、9月にイラク・シリア及び周辺国の人道危機に対する緊急無償資金協力、シリア保健分野強化支援計画への支援（WHO との連携）、11月にはアレッポ人道的復旧及び強靱性強化計画への支援（UNDP との連携）、ヨルダン北部のシリア難民受入地域に対する支援を実施するなど、人道状況改善に向けた協力を継続しており、平成 29 年度補正予算では、シリア及び周辺国に対する人道支援として、約 2.2 億ドルの支援を実施し、これにより、平成 30 年 3 月までに、日本のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約 22 億ドルに達した。

###### 2 北アフリカの国内改革のための支援、リビア統一政府の自助努力に対する支援

リビアについては、国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ、リビア国内の安定化のため、平成 29 年度補正予算の枠組みで、インフラ復興、避難民への人道支援等に資する総額 400 万ドルの支援を決定した。これらを通じて、治安情勢の改善を図り、難民の流入等をコントロールすることにより、国境管理能力の整備を支援している。

また、平成 30 年 3 月、リビア情勢に関する日本の情報収集能力強化等の観点から、エジプトのカイロに避難していた在リビア大使館を、多くの在リビア外交団や国際機関が所在するチュニジアのチュニスへ移転した。チュニジアについては、平成 30 年 2 月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し、チュニジアを始めとする地域情勢に係る情報収集、治安分野における二国間協力の在り方

につき広く議論を行ったほか、G7議長国として、平成27年度に立ち上げた治安分野におけるG7フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は、G7+6（EU、ベルギー、スペイン、オランダ、スイス及びトルコ））。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府、内務省、国防省、外務省代表が参加）では議長を務め、チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また、経済分野に関する大使会合のメカニズムの枠組みで、治安安定の下支えとなる経済分野での多国間の支援体制の立ち上げを主導した。

モロッコについては、社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として、海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また、平成29年度補正予算の枠組みで、青少年の過激派への傾倒防止を目的としたUNICEFを通じた案件を実施することを決定した。

現地進出日系企業の安全確保に関しては、北アフリカ地域の在外公館が、在留邦人・企業に対する安全連絡協議会を開催するなど、治安情勢に関する情報の提供に努めた。

北アフリカ地域の治安情勢については、モロッコ、アルジェリア及びチュニジアで平成29年に大きなテロ事件は発生していない。依然として不安定な状況にあり、今後の情勢については注視しなければならないが、徐々に治安情勢は改善の方向に向かっており、平成29年には我が方の危険情報レベルを一部の地域で引き下げた。

#### 平成30年度目標

- 1 ISIL掃討に伴う戦闘員帰還による中東・北アフリカ各国の治安情勢の悪化を予防するための支援を行う。
- 2 中東・北アフリカ諸国に対してODAを通じた開発支援を行う。
- 3 シリア情勢の安定化に向け、人道支援を継続する。

#### 施策の進捗状況・実績

1 シリアにおけるISIL支配領域は大幅に減少し、平成31年3月現在、支配領域を完全に失いつつある状況にある。平成31年3月、第3回ブリュッセル会合において、シリア及び周辺国に対し、人道・テロ対策・社会安定化支援のために新たに1億8,700万ドルの支援を表明した。マグレブ各国に対しては、暴力的過激主義対策支援として宗教指導者を招へいたほか、治安対策強化のため関連機材の供与や能力強化支援を行った。

2 石油・水等の天然資源が不足し、シリア難民の受入れによって前年から引き続きインフラ・治安面で負担を強いられているヨルダンに対して、11月の国王訪日時に3億ドルの円借款、平成31年2月に5億円の無償資金協力による消防車供与を行った。

エジプトでは、平成28年に発表したエジプト・日本教育パートナーシップに基づき教育分野の協力を着実に推進している。9月には日本式教育を導入したエジプト・日本学校が35校開校し、日本国内全国紙でも取り上げられたように「公共の利益を大切にする精神が養われる」と関係者からも評価を受け、エジプトにおける協調性や規律を重んじる人材育成に向けた教育改革が進展した。さらに、平成31年1月から教育行政官や教員を対象とした日本国内での研修プログラムも開始された。

3 ISIL最後の拠点が解放されるとされる一方で、シリア政府と反体制派の対立が継続し政治プロセスが進まず、人道状況が引き続き劣悪である中、シリア国内及び難民を受け入れている周辺国に対する人道支援を継続した。特に、困窮する全てのシリア人にタイムリーに支援を届けるため、主に国際機関を通じた支援を実施。食糧支援や緊急救命活動等の緊急人道支援に加え、保健・水・衛生分野、教育や職業訓練等、中長期的視点に立った幅広い分野での人道支援も実施した。平成22年にシリア危機が始まってから平成31年3月までに我が国のシリア及び周辺国に対する支援の総額は27億ドルに達した。

政治面でも、4月に河野外務大臣がシリア反体制派のハリリー・シリア交渉委員会団長の表敬を受けた際の意見交換を通じて、シリア和平に向けた働きかけを行った。

#### 令和元年度目標

- 1 中東・北アフリカ諸国に対してODAを通じた開発支援を行う。
- 2 シリア情勢の安定化に向け、人道支援を継続する。

#### 施策の進捗状況・実績

1 中東・北アフリカ諸国に対するODAを通じた開発支援

レバノンでは、10月に大規模な反政府デモが全土で発生し、ハリリー首相が辞任する事態に発展す

るという不安定な情勢が続く中、12月に内政の安定化に向けた働きかけのためレバノンを訪れた鈴木外務副大臣は、アウン大統領、ハリリ首相との会談において国民との対話の重要性を強調した。

また、10月の大規模な反政府デモ勃発以降、国外送金及び米ドルの預金引き出し等に制限が課され、金融不安への懸念の高まりが指摘される中、11月には国際的な格付け会社がレバノン国債格付けを引下げ、外貨建て国債利回りが上昇した。こうした中、令和2年3月、ディアブ首相は外貨建て国債の返済延期を表明した。

こうした状況を踏まえて、レバノンに対しては、令和2年1月、レバノンの不安定化を回避することも念頭に、シリア難民及びホストコミュニティへの人道支援として新たに1千万ドルの供与を決定した。平成24年以降の累計支援は2億2,000万ドル超となった。

ヨルダンには、過激主義対策、多数のシリア難民の受入れ、中東和平への積極的な関与など、地域の平和と安定のための役割を果たしており、平成30年11月に署名した開発政策借款3億ドルのうち1億ドルを5月にディスバースした。

エジプトは、中東・北アフリカ地域の安定に重要な役割を有する地域大国であり、幅広い分野で協力を行っている。平成28年2月のエルシーシ大統領訪日以降、日本式教育の導入やエジプト人留学生及び研修生の受入れ拡大、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）への支援強化を含む「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」や大エジプト博物館建設計画等の協力案件が着実に進んでいる。

また、経済面で高い潜在性を有しながら治安面の懸念や高失業率や地域格差等の社会的リスクを抱えるモロッコ及びチュニジアに対しては、治安対策や人材育成のための無償資金協力を供与したほか、技術協力等により経済社会安定化のための協力を行った。

## 2 シリア情勢の安定化に向けた人道支援

日本は、シリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であるとの一貫した立場をとっている。同時に、人道状況の改善に向けた継続的な支援を重視している。そのため日本は、シリア情勢が悪化した平成24年以降、令和元年度末までに約29億ドルのシリア及び周辺国に対する人道支援を実施してきた。

9月には、戦闘により被害を受けた東アレッポ地域の小児科病院の修復及び同地域のコミュニティ保健医療サービスの早期復旧等を行うべく、約1,200万ドルの新規支援を行うことを決定したほか、12月には人道状況が悪化したシリア北東部における緊急人道支援として1,400万ドルの追加支援を決定した。令和2年3月には、シリア北西部における人道危機に対する支援として475万ドルの緊急人道支援を決定した。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

### 測定指標1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数

（我が国及び相手国とも「政務」レベル以上（我が国政府代表は含まず））	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
—		往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	10	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	7	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	7	b

### 測定指標1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国



との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)								
	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	—	4	6	5	6	6	2	

参考指標：対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(単位：万ドル)				
(国際機関への拠出、無償資金協力、技術協力等の合計)	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	5,299	7,004	8,174	7,729(暫定値)

## 評価結果(個別分野1)

### 施策の分析

#### 【測定指標1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 \*】

過去3年間においては、安倍総理大臣及び河野外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問したのを始め、即位の礼に際してアッバース・パレスチナ大統領が訪日する等、首脳レベルの要人往来が活発だったのに加え、「平和と繁栄の回廊」構想やCEAPADといった我が国独自のイニシアティブについても確かな前進を見ることができた。

現時点で当事者間の交渉再開には至っていないものの、継続的にハイレベルから我が国の立場を伝達、働きかけをするとともに、信頼醸成措置によって将来の交渉再開の土台づくりに貢献している。我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。(平成29年度・平成30年度・令和元年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①))

#### 【測定指標1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 \*】

##### 1 イラク

(1) イラクの国作り支援、復興支援については、3年間で、毎年1件以上、合計6件の円借款事業の交換公文の署名が行われた。中でも、令和元年6月に署名されたイラク最大規模の油田を対象とする「バスラ製油所改良計画(第二期)」(供与限度額1,100億円)は、イラクの根幹産業である石油分野を支える事業である。

イラクの一体性や国民融和の重要性の呼び掛けについては、両国の要人会談の機会を捉え、様々なレベルで日本側からイラク側に伝えてきた。平成30年4月にアバーディー首相が訪日した際に安倍総理大臣から伝え、イラク新政権発足後の平成30年12月に菌浦総理大臣補佐官がイラクを訪問した際にもイラク側の新大統領、新首相ほかに伝えた。イラク側からは、日本の立場に対する謝意や日本からの支援への期待が述べられた。

(2) 令和元年度は、日・イラク外交関係樹立80周年の年でもあり、イラクからのハイレベルの要人往来が複数件予定されていたが、10月以降にイラク中部・南部で発生した大規模デモを受けたイラク国内情勢の変動によって、サーレハ大統領の訪日(即位の礼正殿の儀に参列予定)、外務省賓客スキームで訪日招待していたハキーム外相の訪日を取りやめとなった。さらには12月にアブドルマハディー首相が辞任し、その後も米国によるイラク国内でのソレイマニ・イラン革命ガード司令官及びムハンディス・イラク人民動員部隊機構副長官の殺害、それに続くイラン革命ガードによるイラク国内の米軍駐留基地への弾道ミサイル攻撃等で地域の緊張が高まり、イラク情勢も一層不安定化したことから、令和元年度内に予定していたその他のイラク要人訪日案件のめどもつかなくなった。

(3) 平成29年度、平成30年度、令和元年度と継続して、補正予算を通じた人道・安定化支援、難民・国内避難民の帰還支援、ISILからの解放地復興支援等を実施してきた。引き続き国際機関経由の支援も通じてイラクの復興に向けた取組を支えていくことは重要である。(平成30年・令和元年度：中東地域情勢担当参与(達成手段③))

##### 2 アフガニスタン

(1) 平成29年5月の首都カブールにおける大規模テロ事案を受け、大使館員や在留邦人の安全確保に一層の万全を期しており、我が国は現地の治安情勢を踏まえつつ、国際社会と連携しながら、アフガニスタンの平和と安定に向けて可能な限りの支援を実施してきた。具体的には平成29年度、平成30年度、令和元年度と継続して、国際機関等を通じた治安維持能力、農村開発、保健、教育、イ

ンフラ整備、人づくり等の分野における支援や緊急支援といった、同国の自立と安定に向けた支援を継続し、アフガニスタン国民の生活環境向上にも貢献してきた。

これに対して、長年アフガニスタンの復興に尽力されてきた中村哲氏を非道なテロで失ったことは日本政府としても痛恨の極みであった。

- (2) 日本の支援策立案にあたっては、各種ドナー会議等を通じた関係国との意見交換の成果及び高橋博史参与（対アフガニスタン外交・支援担当）からの助言（平成30年度及び令和元年度：中東地域情勢担当参与（達成手段③））を取り入れたことも大変有益であった。令和元年度に7年ぶりに実現した二国間首脳会談及び外相会談において、アフガニスタン大統領及び外相のそれぞれから、日本の長年にわたる支援に対する深甚なる謝意が表明されたことも、過去3年度における我が国の支援が高く評価されていることの証左である。
- (3) なお、我が国を含む国際社会が一層効率的な支援を実施していくためには、和平の達成、治安の改善、アフガニスタン政府のガバナンス向上等が鍵となるところ、こうした点の重要性を引き続きアフガニスタン側に求めていく必要があると考えられる。（平成30年・令和元年度：中東地域情勢担当参与（達成手段③））

### 【測定指標1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し ＊】

- 1 平成30年の米国によるイラン核合意離脱、制裁の再適用及びそれに対するイランによる対抗措置によりイランを取り巻く環境が大きく変わったものの、我が国として、イランに対し国際社会と協調し、核合意を遵守し、核合意上のコミットメントに即座に戻るとともに、核合意を損なう更なる措置を控えるよう、累次にわたり求めている。また米国とも核合意を支持しているとの我が国の立場を踏まえた意見交換を行っている。令和2年度以降も引き続き、イランに対し、核合意を遵守するよう働きかけるとともに、中東地域の緊張緩和に向け、関係国と緊密に連携しつつ、我が国ならではの立場をいかした粘り強い外交努力を継続していく必要がある。
- 2 伝統的な二国間関係の強化については、令和元年は、日イラン外交関係樹立90周年にふさわしく、両国間で活発な要人往来が行われたほか、事務レベルでも、人権、領事、軍縮・不拡散、国際法等の多岐にわたる分野に関する協議が実施された。また、令和元年5月には、東京で、日イラン協力協議会の文化・スポーツ作業部会と経済協力作業部会が、同年9月には、テヘランで協力協議会が開催された。イランを取り巻く環境が大きく変わったにもかかわらず、これらの結果、首脳同士の信頼関係構築含め重層的な二国間関係を強化することができた。緊密なやりとりを継続したことは、歴史的な日イラン間の友好関係深化に大きな効果があった。
- 3 イランの地域・国際社会との信頼構築支援について、我が国は米国と同盟関係にあり、同時にイランとの長年の良好な関係を維持するなど、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いている。これをいかし、中東の緊張の緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを行っており、大いに緊張が高まった時期においても事態のエスカレーションが避けられた。
- 4 経済分野では、日本企業・邦銀が活発に活動するのが難しい状況において、関係国及び国内関係企業・金融機関との緊密な意思疎通を努めていることは、大きな意味があると評価できる。

### 【測定指標1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 ＊】

シリア危機が長期化する中、シリア及び難民の受け入れ先となっている周辺国に対する人道支援を継続して実施することは国際社会の一員としての責務といえる。国際社会と緊密に連携しながら、人道支援を着実に実施することで周辺国の負担を緩和につながり、関係国からも高い評価を得ている。

### 【測定指標1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数】

測定指標1-1で挙げた首脳レベルの要人往来に加え、閣僚級以下の要人往来についても活発であり、イスラエル・パレスチナ双方と様々なレベルで緊密なコミュニケーションをとることができた。我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。（平成29年度・平成30年度・令和元年度：中東和平に向けた働きかけ（達成手段①））

### 【測定指標1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)】

平成30年度には「平和と繁栄の回廊」構想事務レベル協議（於：ヨルダン）及び閣僚会合（於：ヨルダン）を開催したほか、CEAPADの高級実務者会合（於：ジャカルタ）、第3回閣僚会合（於：バンコク）を実施するとともに、令和元年度にはCEAPAD高級実務者会合（於：パレスチナ）を開催できた。

また国連総会のマージンにおいては平成 29 年度、平成 30 年度と 2 年続けてパレスチナ支援調整委員会 (AHLC) 閣僚会合に河野外務大臣が出席したほか、平成 30 年度は「二国家解決」に関するハイレベル会合にも出席した。河野外務大臣の強力なリーダーシップの下、中東和平関連の会議の開催・出席はこれまでになく頻繁だった。(平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①))

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす。取り分け、原油輸入の 9 割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の安定は経済的重要性が高く、我が国として同地域の平和と安定の確保に向け積極的な役割を果たす必要がある。
- 2 中東和平問題は、約 70 年にわたって続く地域の中核的課題の一つであり、我が国としても国際社会の責任ある一員として引き続き関与を継続するべき課題である。また近年は「平和と繁栄の回廊」構想や CEAPAD といった我が国独自の取組が認知されてきており、こうした取組を通じて国際社会における我が国の地位を向上させていくことは重要である。
- 3 いわゆる「アラブの春」以降、シリアでは政府及び穏健な反体制派に過激主義組織等が加わって衝突が継続しており、シリア危機発生以降の死者は推計 32~47 万人とも言われ、国内避難民は 630 万人以上、周辺国に流出した難民数は 500 万人以上に上る。国際社会は、シリア問題の根本的な解決には政治的解決が必要であるとの認識で一致しており、我が国も、引き続き人道支援と政治プロセス促進への貢献を、車の両輪として取り組んでいく必要がある。  
また、リビア情勢は依然不安定であり、その影響が北アフリカ地域に及ばないように我が国としてはチュニジア、アルジェリア、モロッコ、エジプトとの間で治安分野の支援や対話・人的交流の促進を通じて貢献していくことがこれまで以上に重要となる。

### 【測定指標】

#### 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 \*

イスラエル・パレスチナ間では、直接交渉がなされない状態が続いており、まずは「二国家解決」に向けた双方による対話を促すことが課題である。我が国としては、国際社会と共に両当事者の対話再開に向けた環境作りに貢献するとともに、引き続き働きかけを行う。また、「平和と繁栄の回廊」構想等の独自の取組を通じ、関係者間の信頼醸成と、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるための経済協力を継続する。

#### 1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 \*

##### 1 イラク

中東の安定の要であるイラクの安定を実現するためにも、イラク政府が、国民の幅広い信頼を得る方法で諸改革に迅速に取り組み、国の安定と発展を実現していくことが重要である。そのためにも、我が国は引き続き、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じたイラク自身の復興のための自助努力の支援、我が方要人とイラク側要人との会談の際の働きかけを行っていく。

##### 2 アフガニスタン

アフガニスタンの安定は地域及び国際社会の安定にとって極めて重要であり、我が国は引き続き国際社会と連携しつつ、治安分野や開発分野(農村開発、保健・教育等)への支援を中心に実施する。同時に、アフガニスタン側による自助努力を促し、治安情勢改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組についても働きかけを行っていく。

#### 1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し \*

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働きかけを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

#### 1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 \*

我が国は、シリア情勢の安定化には、政治的解決が基本であるとの立場であり、引き続き、こうした政治プロセスの会合に積極的に参加しつつ、従来我が国が力を入れてきた人道支援の分野での支援も継続し、人道支援と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んでいく。

北アフリカにおいては、各国の置かれた状況は異なるものの、いずれの国の安定にも治安・安全面が重要であることから、引き続き国際テロ対策に資する取組を行っていく。また各国のニーズに即した支援（経済社会改革支援、人材育成等）を実施するよう留意し、これらの取組を継続する。

#### **1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数**

引き続き往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえ、中東和平関係各国との協力関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すことを目標とする。往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指す。

#### **1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)**

パレスチナの政治・経済状況が厳しさを増す中、我が国としても引き続き関連会議への出席を通じ積極的な関与を継続することで、国際社会における責任ある立場を示す。

#### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

・外務省ホームページ

第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/me\\_a/me1/page3\\_002219.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/page3_002219.html))

第196回国会における河野外務大臣の外交演説

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp\\_a/page3\\_002351.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html))

パレスチナ

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html>)

イスラエル

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/index.html>)

## 個別分野2 中東諸国との関係の強化

### 施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会（GCC）諸国側との更なる経済関係の強化を図る。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
- ・第14回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成30年10月27日）
- ・第198回国会外交演説（平成31年1月28日）

## 測定指標2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 \*

### 中期目標（一年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

### 平成29年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 ハイレベル対話の深化

我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており、ハイレベル間での意思疎通や、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となっている。

##### ・トルコ

6月にチャブシュオール外相が訪日し、9月には安倍総理大臣が国連総会出席の機会にエルドアン大統領と首脳会談を実施し、また、12月には河野外務大臣がトルコを訪問し、外相会談を実施した。地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。

##### ・エジプト

9月にカイロで開催された日アラブ政治対話に河野外務大臣が出席し、シュクリ外相との外相会談及びエルシーシ大統領表敬を実施し、教育分野での協力等について意見の一致を見た。

##### ・ヨルダン

7月にムルキー首相及びサファディ外相が訪日し、安倍総理大臣との首脳会談及び岸田外務大臣との外相会談を開催し、経済協力や投資協定交渉開始の表明など、日ヨルダン友好関係の深化を図った。また、9月及び12月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し、外相会談を行ったほか、アブドゥラー国王・ムルキー首相を表敬し中東情勢に関する意見交換を行った。

##### ・イスラエル・パレスチナ

4月に岸外務副大臣がイスラエル及びパレスチナ双方を訪問し、政府要人と中東和平問題等について意見交換を行った。また、12月には河野外務大臣も双方を訪問し、中東和平実現に向けた協議を行った。

##### ・イラク

8月、バグダッドを訪問した菅総理大臣補佐官は、アバーディー首相及びジャアファリー外相と会談し、モースル解放を受けたイラク復興に向けて二国間協力を進めていくことで一致した。また、11月、バグダッド及びバスラを訪問した佐藤外務副大臣は、ジャアファリー外相ほかと会談し、イラク復興における二国間協力や平成31（2019）年の外交関係樹立80周年に向けた協力を進めることで一致した。

##### ・湾岸諸国

サウジアラビアとの間では、9月に河野外務大臣が訪問し、サルマン国王やムハンマド副皇太子を表敬。石油等のエネルギー分野を超えた二国間関係の拡大に向け、意見交換を行った。また、カタール及びクウェートとも外相会談を行い、経済及び文化等幅広い分野における両国関係の拡大に向け、協力していくことで一致した。

12月には、河野外務大臣が、日本の外務大臣として初めてバーレーンを訪問し、湾岸地域の安全保障に関する「第13回マナーマ対話」において中東地域の平和と安定に向けた日本の政策及び貢献に関するスピーチを行った。

12月及び平成30年1月、河野外務大臣はアラブ首長国連邦（UAE）を訪問し、ムハンマド・アブダビ皇太子を表敬し、両国間の戦略的パートナーシップの下、幅広い分野における協力を確認した。

## 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

11月にイスラエル・パレスチナ双方から5名ずつの青年が訪日し、河野外務大臣を表敬し、中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作る事が重要である等の意見交換が行われた。

この事業は、今回で20年目を数え、中東和平プロセスの停滞が懸念される中、将来を担う双方の世代間の交流を図ることを目的としており、地道ながらも、双方の信頼構成一助となるプログラムとなった。

## 3 ワークショップの開催

平成30年3月に、「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催。中東地域6か国から、各国において影響力を持つ宗教者や政府関係者を招へいした。河野外務大臣への表敬や外務省関係者とのラウンドテーブルを行い、中東地域の恒久的な平和と安定の確保に向けた暴力的過激主義の根絶のための方策等について意見交換を行った。

### 平成30年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 ハイレベル対話の深化

関係国との間で下記のとおり具体的実績を上げ、ハイレベル間での意思疎通や、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となるといった成果をもたらした。

##### ・湾岸諸国

UAEとの間では、4月にアブダラー外務・国際協力相が訪日（外務省賓客）した後、安倍総理大臣が約5年ぶりにUAEを訪問し、ムハンマド・アブダビ皇太子との会談後、両国は包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）の立ち上げを含む共同声明を発出した。また、8月にはCSPI第1回閣僚級協議を行うなど総理大臣訪問のフォローアップを行い、緊密な二国間関係を促進した。平成31年1月には辻外務大臣政務官がアブダビを訪問して国際再生可能エネルギー機関（IRENA）第9回総会に出席するとともに、シャムシー国務相との会談を実施した。

バーレーンとの間では、10月に河野外務大臣が、中東の安全保障をテーマとした会議であるマナーマ対話に2年連続で出席し、中東地域の安定に向けた我が国の貢献策を中心としたスピーチを行った。加えて、本対話に出席した各国政府要人との意見交換を行った。別途、バーレーン政府要人との会談を行い、二国間関係の緊密化を促進した。

カタールとの間では、12月に河野外務大臣が、日本の外務大臣として初めて中東の安全保障をテーマとした会議であるドーハ・フォーラムに出席した。我が国の対中東外交政策を中心にスピーチを行うとともに、外相を含むカタール政府要人も会談を行い、二国間関係の緊密化を促進した。カタール断交問題が依然として解決されていない中で、バーレーンとカタールが主催する安全保障対話どちらについても河野外務大臣が参加し、中東地域に中立的な立場で関与を深めていくという我が国の姿勢を示した。

##### ・イラク

4月にアバーディー首相及びジャアファリー外相が訪日し、それぞれ安倍総理大臣との首脳会談及び河野外務大臣との外相会談を行い、平成31年の外交関係樹立80周年を機会とした幅広い分野での二国間関係強化等について一致した。12月には藪浦総理大臣補佐官がバグダッドを訪問し、サーレハ大統領、アブドルマハディー首相、ハキーム外相ほかと会談を行い、新政府発足に対する安倍総理大臣からの祝意を伝え、今後も官民挙げてイラクの復興に向けた自助努力を支援していく旨伝えた。

##### ・ヨルダン

4月及び12月には河野外務大臣がヨルダンを訪問し、外相会談を行い中東情勢に関する意見交

換（12月には第1回外相間戦略対話）を行った。5月には安倍総理大臣がヨルダンを訪問し、アブドゥラー国王と首脳会談を行った。11月にはアブドゥラー国王が訪日し安倍総理大臣と首脳会談を行ったほか、河野外務大臣もアブドゥラー国王を表敬した。

・イスラエル・パレスチナ

5月に安倍総理大臣が双方を訪れ、それぞれ首脳会談を実施し、中東和平、二国間関係等について議論した。

・トルコ

11月にチャブシュオール外相が訪日し、外相会談を実施した。また、9月の国連総会や12月のG20出席の機会に安倍総理大臣がエルドアン大統領と首脳会談を実施し、地域情勢や二国間関係の強化について意見交換を行った。

・マグレブ諸国

12月には、河野外務大臣が訪問先のモロッコ、チュニジア及びアルジェリアの外相との会談や大統領・首相への表敬を行い、二国間関係強化の重要性や国際社会における連携強化について一致するとともに、各国の経済社会安定化に向けた更なる貢献の意向を伝達した。その他、11月にはララ・ハスナ・モロッコ王女が訪日した。

2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

平成31年2月にイスラエル・パレスチナ双方から5名ずつの青年が訪日し、河野外務大臣を表敬し、中東和平を実現する上で双方が交流する機会をより一層作る事が重要である等の意見交換が行われた。一行は、日本滞在中、京都及び広島の見学も行った。

この事業は、今回で21回目を数え、中東和平プロセスの停滞が懸念される中、双方の将来を担う世代間の交流を図ることを目的としており、地道ながらも、参加者からは双方の信頼醸成の一助となるとともに、訪日を通じて対日理解が進み、河野外務大臣の中東への強い関心の熱意が感じられたとの感想が寄せられた。

3 ワークショップの開催

平成31年2月、GCC諸国及びイラクの計7か国から将来国を率いるリーダーとなる素質を持った若者を招へいし、若者・女性のエンパワーメントを主題として、第2回「中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催した。過激主義対策の重要な要素として若者・女性の社会における活躍の推進の重要性を、その具体的な方策まで議論することで再確認した。若者・女性のエンパワーメント支援について有識者や政府関係者を含めた議論では、我が国の協力の在り方を協力（cooperation）から共創（co-creation）へと昇華させていく時代に入っているとの認識が共有され、政府のみならず、民間も含めたオール・ジャパンとして何ができるのか、引き続き共に知恵を絞るべきとの提言を得た。たとえば、女性や若者の活躍を阻害する要因としての貧困を、どのように解決できるのか、貧困の原因にまで遡って有識者や中東諸国の若者と議論を深めた。

**令和元年度目標**

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

**施策の進捗状況・実績**

1 ハイレベル対話の深化

関係国との間で下記のとおり具体的実績を上げ、ハイレベル間での意思疎通、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となるような成果をもたらした。

・イスラエル・パレスチナ

5月にマンデルブリット・イスラエル検事総長が来日したほか、10月には即位の礼出席に際してはアッバース・パレスチナ大統領が訪日。8月には衆議院外務委員会公式派遣が行われ、12月の鈴木外務副大臣のイスラエル・パレスチナ訪問など、両国間の要人往来も引き続き盛んに行われた。

・エジプト・ヨルダン・レバノン

令和元年はエジプトがアフリカ連合（AU）議長国を務め、また日本がG20議長国を務めたこともあり、関係会議への出席のため多くのエジプト要人が訪日した。その中でも、6月のG20大阪サミットには、エルシーシ大統領、シュクリ外相ほかの関係閣僚が訪日・出席し、8月のTICAD7にも、同大統領及び同外相ほかの関係閣僚が訪日・出席した。また、10月の即位の礼にはエルアナーニー考古相が出席した。日本からは、8月に左藤内閣府副大臣、9月に磯崎経済産業副大臣、12月に中谷外務大臣政務官がエジプトを訪問した。

ヨルダンとは9月の国連総会の機会に日・ヨルダン首脳会談を実施した。10月に即位の礼出席のためフセイン皇太子が訪日し、安倍総理大臣と会談を行うなど、首脳・閣僚級の対話が活発に行われており、両国の戦略的パートナーシップが一層強化された。前述の12月の鈴木外務副大臣によるイスラエル・パレスチナ訪問時にはヨルダン、レバノンも訪問している。

・トルコ

日本との関係では、G20大阪サミットへの出席のためエルドアン大統領が訪日し、7月に東京で首脳会談が行われた。また10月の即位礼正殿の儀にはエルソイ文化観光相が出席したほか、11月にはG20愛知・名古屋外相会合の際に日トルコ外相会談が行われた。また、12月には木原総理大臣補佐官がトルコを訪問し、チェヴィキ大統領首席補佐官を始め政府関係者と会談した。

・マグレブ諸国

TICAD7に出席した各国要人（ベドゥイ・アルジェリア首相、シヤーラ・リビア外相、ジヒナウイ・チュニジア外相及びブリタ・モロッコ外相）との首脳・外相会談を通じ、各国の経済社会開発のための日本の協力の継続を強調するとともに、国際場裡における各国との連携の重要性を確認した。また、即位の礼にモロッコから参列したムーレイ・ラシッド王子と安倍総理大臣との会談では、両国間の首脳レベルの交流促進を確認した。モロッコとの間では、令和2年1月に副大臣級で合同委員会を開催し、幅広い分野における具体的な協力の在り方につき議論を深めた。

さらに、12月にはイタリアの主催する政治対話「地中海対話」に若宮外務副大臣が出席し、中東・北アフリカの経済、社会的安定のために必要な政策について議論した。

・湾岸諸国

G20に出席した要人（ムハンマド・サウジ皇太子）、即位の礼に出席した要人（タミーム・カタール首長及びサルマン・バーレーン皇太子等）や総理大臣の中東訪問での各国要人（UAE、サウジアラビア、オマーン）との会談を通じ、首脳レベルでの二国間関係の強化の施策等について議論を深めた。

・イラク

イラクとの間の要人往来は、現地政治情勢の不安定化等により令和元年度の実績はなかった。

2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

令和2年2月にイスラエル・パレスチナ双方から5名ずつの青年が訪日し、中東和平を実現する上で双方が交流する機会を持つことが重要である等の意見交換が行われた。一行は、日本滞在中、京都及び広島の見学も行った。

この事業は、今回で22回目を数え、中東和平プロセスの停滞が懸念される中、双方の将来を担う世代間の交流を図ることを目的としている。参加者からは双方の信頼構成の一助となるとともに、訪日を通じて対日理解が進んだとの感想が寄せられた。

3 ワークショップの開催

令和2年2月、5日間にわたり、「暴力的過激主義対策に関する対話」を東京で開催した。第3回となる今回は、イスラムを始めとする宗教の多様性を考察する機会を提供するため、中東・北アフリカのみならず東南アジアも含めた各国から、地域バランスを重視しつつ、発信力に優れた若者を中心に招へいした。有識者も含めたラウンドテーブルや東大寺長老との意見交換などの機会を通じ、中東・東南アジアのわけ隔てのない率直な意見交換を行い、暴力的過激主義に対抗する方策を議論した。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

測定指標2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 \*

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定、日ヨルダン投資協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

平成29年度目標

1 日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定、その他各種経済条約

- ・日トルコ EPA について、早期締結・発効に向け、交渉を継続する。
- ・日トルコ社会保障協定は書面交渉を可及的速やかに終了できるよう積極的に働きかけ、実質合意を前提とした対面交渉を早期に開催し、全ての論点が合意し、実質合意に至った場合には平成30年度国会に提出できるよう必要な作業を進めていく。



- ・その他の各種経済条約に関しては、平成 29 年度に第 193 回通常国会に提出済みの日イスラエル投資協定、第 190 回通常国会で承認された日オマーン投資協定の発効を目指す。

## 2 日 GCC・FTA

平成 14 年 3 月 GCC 閣僚理事会での交渉再開方針決定を受け、GCC 事務局に日本との早期交渉再開を働きかけ、平成 29 年 3 月のサルマン・サウジアラビア国王訪日の際には安倍総理大臣から交渉再開を働きかけた。GCC 諸国間の関係も注視しつつ、引き続き、日・GCC・FTA の交渉再開の可能性を追求する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定、その他各種経済条約

##### (1) 日トルコ EPA

9 月に第 7 回、平成 30 年 1 月に第 8 回交渉会合を実施し、物品貿易、投資や知的財産等の各分野について議論を行った。

##### (2) 日トルコ社会保障協定

対面、書面を通じた交渉は最終段階にあるが、労災保険の扱い等について外交ルートを通じて協議、調整を重ねた。

##### (3) その他（二国間投資協定）

###### ・イスラエルとの投資協定

6 月、国会で承認され、10 月に発効した。

###### ・ヨルダンとの投資協定

2 回の交渉会合が実施（10 月、12 月）され、平成 30 年 4 月には第 3 回交渉会合が実施される予定である。平成 30 年度の締結を目指し、交渉を継続している。

###### ・アルジェリアとの投資協定

3 回の交渉会合が実施（9 月、10 月、平成 30 年 2 月）され、平成 30 年 4 月には第 4 回交渉会合が実施される予定である。早期締結に向けて、交渉を継続している。

###### ・日オマーン投資協定

6 月、効力発生のための公文を交換し、7 月 21 日付けで発効した。

###### ・サウジアラビアとの投資協定

予定どおり 4 月に発効した。

###### ・イランとの投資協定

予定どおり 4 月に発効した。

###### ・アラブ首長国連邦との投資協定

4 月に第 3 回、第 4 回交渉会合を開催し、大筋合意に達した。

###### ・バーレーンとの投資協定

9 月、第 2 回協定交渉会合を開催した。交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。

###### ・カタールとの投資協定

4 月に第 3 回交渉会合を開催した。次回交渉会合開催に向け、調整を継続している。

## 2 日 GCC・FTA

交渉の再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し、累次働きかけを行ったが、今後の交渉の進め方について GCC 内部で引き続き調整中であり、再開には至らなかった。

### 平成 30 年度目標

日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。

ヨルダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、UAE、バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 日トルコ EPA 及び日トルコ社会保障協定

##### (1) 日トルコ EPA

12 月に第 12 回、平成 31 年 2 月に第 13 回交渉会合を実施し、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、電子商取引等の各分野について議論を行った。

##### (2) 日トルコ社会保障協定

対面、書面を通じた交渉は最終段階にあるが、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。

## 2 その他二国間投資協定

##### (1) ヨルダンとの投資協定

- 5月に実質合意に達し、11月のアブドゥラー国王訪日時に署名した。
- (2) モロッコとの投資協定  
4月に実質合意に達し、早期署名及び締結に向け、必要な作業を継続している。
  - (3) アルジェリアとの投資協定  
平成31年3月に交渉会合を実施し、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
  - (4) チュニジアとの投資協定  
平成30年12月の日チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、調整を継続している。
  - (5) アラブ首長国連邦との投資協定  
4月に署名を行った。
  - (6) バーレーンとの投資協定  
交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
  - (7) カタールとの投資協定  
次回交渉会合開催に向け、調整を継続している。

#### 令和元年度目標

- 1 日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
- 2 ヨルダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、UAE、バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
  - (1) 日トルコ EPA  
4月に第14回、6月に第15回、8月に第16回、10月に第17回交渉会合を実施し、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、電子商取引等の各分野について議論を行った。交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
  - (2) 日トルコ社会保障協定  
対面、書面を通じた交渉は最終段階にあるが、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
- 2 ヨルダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、UAE、バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。
  - (1) ヨルダンとの投資協定  
令和2年度国会において審議予定。
  - (2) モロッコとの投資協定及び租税条約  
令和2年1月に署名した。
  - (3) アルジェリアとの投資協定  
平成31年3月に交渉会合を実施後、交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
  - (4) チュニジアとの投資協定  
平成30年12月の日チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、正式交渉開始に向け調整を継続している。
  - (5) アラブ首長国連邦との投資協定  
4月に署名を行った。
  - (6) バーレーンとの投資協定  
交渉の早期妥結に向け、調整を継続している。
  - (7) カタールとの投資協定  
次回交渉会合開催に向け、調整を継続している。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

#### 測定指標2-3 中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

##### 中期目標(--年度)

- 1 湾岸諸国(GCC諸国)  
エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。
- 2 イラク

イラクとの経済関係の強化を図る。

#### 平成 29 年度目標

##### 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)

- (1) 各国との各種協議の開催、日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力を着実に実施していく。
- (2) 同地域において、人材育成分野の協力を拡充する。
- (3) 要人往来の機会等を捉え、湾岸諸国の社会経済開発における我が国の技術の積極的な活用、我が国の知見を踏まえた文化・スポーツ・教育分野での協力を積極的に進めていく。

##### 2 イラク

日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃、行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等、日本企業のイラク進出の側面支援を継続する。また、毎年在イラク日本大使館が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて、引き続き両国経済関係の強化を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)

- (1) 各種協議、日・サウジ・ビジョン 2030 に基づく協力

日本とサウジアラビア双方で課長級の日・サウジ・ビジョン 2030 サブグループ会合を複数回開催。具体的協力の例としては、9月にサウジアラビア国家遺産観光庁職員2名が訪日し、遺跡・観光に関する研修を実施した。

- (2) 人材育成分野の協力

サウジ日本自動車技術高等研修所において自動車整備工の研修、プラスチック加工高等研修所における技術者の研修、サウジアラビア電子機器・家電製品研修所における電子機器、家電製品メンテナンスの研修を継続して実施した。また、クウェートとは人材育成分野の協力の端緒となる技術協力協定が7月に署名された。

- (3) 社会経済開発における我が国技術の活用、文化・スポーツ・教育分野での協力

4月、日本人オーケストラが初のサウジアラビアでの公演を実施し、サウジアラビアにおける文化・娯楽振興の重要な契機となった。また、平成30年1月から東京国立博物館とサウジアラビア国家遺産観光庁との協力で、東京国立博物館で「アラビアの道」展が開催された。このほか、UAEでは日本に倣い道徳科目が教育カリキュラムに取り入れられた。スポーツ分野では各国において様々な交流が行われているが、特にサウジアラビアの柔道専門家を平成30年1月から2月にかけて招へいし、指導を実施した。

##### 2 イラク

- (1) 日本企業のイラク進出につながる取組として、8月の蓮舂総理大臣補佐官のイラク訪問、11月の佐藤外務副大臣のイラク訪問の機会等を通じてイラク要人への働きかけを行った。
- (2) 10月21～30日に開催された第44回バグダッド国際見本市では、在イラク日本大使館が日本企業19社の出展をサポートした。日本企業の活動を効果的に発信し、イラク企業5社から日本企業の代理店になることを希望するとの表明がなされることにつながった。

#### 平成 30 年度目標

##### 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

##### 2 イラク

イラク復興に日本企業の持つ高い技術力を通じて貢献することを可能とすべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を働きかける。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 湾岸諸国 (GCC 諸国)

- (1) 日本企業が権益を有する UAE・アブダビの海上油田が約40年ぶりに期限を迎えたことから、政府ハイレベルから UAE 政府ハイレベルに対する働きかけを粘り強く継続した結果、日本企業の権益延長が認められた。
- (2) 日本企業の更なる進出促進に向け、4月の安倍総理大臣の UAE 訪問、平成31年1月のタミーム・カタール首長訪日といった要人往来の機会を捉えてそれぞれビジネスフォーラムを開催したほか、9月にはオマーン投資セミナーを開催、加えて、随時の官民ミッション（医療（サウジアラビ

ア、5月)、住宅(サウジアラビア、6月)、農業(サウジアラビア・UAE、11月)派遣も行われた。

## 2 イラク

日本企業のイラク進出につながる取組として、4月のアバーディー・イラク首相の訪日の際に安倍総理大臣からビジネス環境整備等の働きかけを行ったほか、安倍総理大臣主催夕食会ではイラクに関係のある官民の日本側関係者が同席した。

11月10～19日に開催された第45回バグダッド国際見本市では、日本企業18社及びJETROが出展し、日本企業の活動を効果的に発信した。参加日本企業の中には、日野トラック・バグダッド市役所とのトライアル利用に関する覚書署名を、また、トヨタイラクがカムリ・ハイブリッド発表会を開催するなど、本見本市を効果的に活用しようとする動きも見られた。

### 令和元年度目標

#### 1 湾岸諸国(GCC諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

#### 2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働きかけていく。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 湾岸諸国(GCC諸国)

(1) 10月の即位の礼における湾岸諸国の要人訪日や令和2年1月の安倍総理大臣の中東(サウジアラビア、UAE及びオマーン)訪問等の機会を通じ、エネルギーを超えた幅広い分野での協力を各国と確認した。

(2) ハイレベルでの働きかけを継続した結果、UAE陸上油田における日本企業の権益が認められた。また、UAEでは鉄道信号システム案件、カタールでは国際空港ターミナル拡張工事案件について日本企業を含む共同企業体(JV)が受注した。

(3) 6月及び10月に開催した「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合の機会にビジネスフォーラムを開催したほか、7月に民間ミッション(サウジアラビア)、12月に官民ミッション(オマーン)派遣が行われ、両国企業間の関係が強化された。

#### 2 イラク

4月、バグダッドにてトヨタイラク社主催のカローラ・RAV4新型モデル発表会が開催(湾岸地域で最初の新型モデル発表)された。また、5月、バグダッドにて日野トラック3S(Sales、Service and Spare-parts)施設定礎式が開催、10月には、エルビルにおいてTOTOのショールーム開所式が開催された。

令和2年1月、米国とイランの対立を背景に地域の緊張が高まる中、在留邦人がイラク国外へ退避した際、在イラク大使館及び在エルビル領事事務所による邦人保護業務、退避した日本企業への支援を行った。

平成29・30・令和元年度目標の達成状況：b

### 測定指標2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)

	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	—	5	5	5	5	6	4	

### 測定指標2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は	中期目標値	平成29年度		平成30年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	

含まず) )	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	35	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	47	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	53	b
--------	---	---	----	---	----	---	----	---

測定指標 2-6 経済条約の締結数								
	中期目標値	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		平成29・30・令和元年度目標の達成状況
	一年度	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
	—	3	4	3	0	3	2	

評価結果(個別分野 2)
<p><b>施策の分析</b></p> <p><b>【測定指標 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 *】</b>  平成 29 年 9 月にカイロ (エジプト) で開催された日アラブ政治対話は、日本とアラブ諸国との政治対話枠組みを創設したことで中東・北アフリカ諸国との交流・対話のレベルを政治分野でも深化させていく歴史的な一歩となった。このほか、マナーマ対話やドーハ・フォーラム等の中東情勢等、多国間会議にも河野外務大臣が出席したことは、中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化に大いに寄与した。(平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))  「暴力的過激主義対策に関する対話」については、中東地域のみならず東南アジアも含めた幅広い地域の専門家を招へいたことにより、各々のバックグラウンドをいかした意義の深い意見交換が行われたところ、今後はその成果を次の施策にいかしていくことが求められる。</p> <p><b>【測定指標 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 *】</b>  中東・北アフリカ諸国との自由貿易協定、投資協定等の交渉が着実に進んでいる。またこれを背景として従来のエネルギー分野に加え物品・サービス貿易や投資分野についても経済関係が強化されている。(平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))</p> <p><b>【測定指標 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施】 【中東 2】</b>  GCC 諸国との間では、さまざまな協議の実施を通じて、エネルギーを超えた多岐にわたる経済分野の関係を着実に発展させてきた。サウジとは、「日・サウジ・ビジョン 2030」に基づく協力として、令和元年 6 月及び 10 月に 2 回の閣僚会合を実施し、幅広い分野での協力が進展した。UAE とは、平成 30 (2018) 年 4 月に包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアチブ (CSPI) の枠組みを立ち上げ、宇宙を含む幅広い分野での協力が進展した。カタールとは、平成 31 (2019) 年 1 月に戦略対話の枠組みを立ち上げ、投資を含む幅広い分野での協力に向け協議が進展した。その他の GCC 諸国についても、政策対話の枠組みを通じ、幅広い分野での協力に向け協議が進展した (オマーンとは、平成 29 年 11 月及び平成 31 年 4 月に政策対話を実施。クウェートとは、平成 31 年 3 月に政策対話を実施)。(平成 29 年度～令和元年度：中東地域諸国との関係強化 (達成手段①))</p> <p><b>【測定指標 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)】</b>  ハイレベルの要人往来に加え、研究者や実務家等の草の根レベルの招へいによって多層的な人的交</p>

流が順調になされている。(平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))(平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業(達成手段③))

#### 【測定指標 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数】

平成 29 年度、平成 30 年度においては、河野外務大臣のリーダーシップの下、積極的な中東外交が展開され、首脳レベルを始め要人往来が極めて活発だった。令和元年度については、6 月に G20 首脳会議、8 月に TICAD 7、10 月に即位の礼と、日本国内で開催される大規模国際会議やイベントが多く、首脳レベルの訪日が多数実現した。(平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

#### 【測定指標 2-6 経済条約の締結数】

中東・北アフリカ諸国とは、商習慣や文化的・社会的慣習の違いに留意しながら EPA、社会保障協定、投資協定等の様々な形式で経済関係を強化するための協定締結に向けた協議が着実に実施されており、要人往来等の機会を捉え署名に至っている。締結数ゼロの年度であっても、協議そのものは締結すなわち目標の達成に向けて着実に進められている。(平成 29 年度・平成 30 年度・令和元年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中東和平問題や湾岸地域をめぐる緊張など中東・北アフリカ地域における諸課題に我が国が一層効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、各国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。また、エネルギー確保の観点からもこの地域は我が国にとって非常に重要であり、中長期的に安定した関係を維持する必要がある。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

#### 【測定指標】

##### 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 \*

対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的観点から、引き続き重要であり、これまでの目標は適切であった。今後とも、中東・イスラム諸国との相互理解の深化のためこれらの取組を継続していく。

##### 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 \*

各種経済条約の締結に向け交渉を促進するという目標は、サウジアラビア、イラン、イスラエル等の投資協定等各種経済条約の進展からも分かるように、適切であった。今後とも、中東諸国との経済関係強化のため、これらの取組を継続していく。

また、日 GCC・FTA に対しては交渉の再開に向けた関連情報の収集、関係国との意見交換・調整を行っていく。

##### 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

我が国の中東に対するエネルギー依存度が 9 割を超える中、中東地域産油国との経済関係強化等、重層的な関係の構築は我が国にとり死活的重要性を有するエネルギー確保の観点からも極めて重要であるとともに、日本企業の各種プロジェクト受注、中東地域への進出にも資するものである。現在の目標は妥当であり、令和 2 来年度以降も同目標を維持し、引き続き取組を継続していく。

##### 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)

中東和平問題やシリア危機等により効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。したがって、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

##### 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

中東諸国との関係強化を図るべく、目標値を上回る要人往来を様々なレベルで実施できたため、従来の目標は適切であったと考える。令和2年度においては新型コロナウイルスの影響もあり、要人往来の数は減少することが見込まれるが、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すとともに、要人往来のみならずテレビ会議等の活用により中東諸国との関係強化の方途を摸索する。

## **2-6 経済条約の締結数**

エネルギーの確保や中東の市場における日本企業の活躍は我が国にとって重要な課題であり、その後押しとなる経済条約の締結は引き続き求められるため、今後も必要な水準の締結数を目指す。

### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・外務省ホームページ  
投資協定締結に向けた動き 中東  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25\\_001668.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001668.html))  
投資協定締結に向けた動き アフリカ  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25\\_001669.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001669.html))